

農林次官	石黑	武重
農林省總務局長	田中	啓一
農林省農政局長	筆山茂太郎	
農林省水產局長	井出	正孝
農林省食品局長	湯河	元威
農林書記官	遠	
食糧管理局長官	茂	
農林會議會農林省所管事務政府	廣	
委員被仰付	佐藤繁太郎	
商工次官	椎名悅三郎	
商工省總務局長	神田	
商工省企業局長	豊田	雅孝
商工省金屬局長	津田	
商工省化學局長	山本	
商工省機械局長	山本	
商工省織維局長	西川	
商工省交易局長	山口	喬
商工書記官	赤間	文三
燃料局長官	楠瀬	常猪
物價局長官	菱沼	勇
金屬回收本部長	難波	經一
第八十二回帝國議會遞信省所管事務政府	政府	
委員被仰付	佐藤	
鐵道次官	手島	榮
海務局長官	松木	益吉
鐵道監	平山	
同	堀木	
同	堀木	
第八十二回帝國議會商工省所管事務政府	榮作	
委員被仰付	鎌三	
厚生次官	長崎惣之助	
厚生省勤勞局長	持永	
同	青柳	
第八十二回帝國議會厚生省所管事務政府	義男	
委員被仰付	一郎	
大東亞次官	山本	熊一
大東亞總務局長	群嗣	
竹內	武井	
新平	義夫	
第八十二回帝國議會鐵道省所管事務政府	義夫	
委員被仰付	一郎	

○副議長(内ヶ崎作三郎君)	是ヨリ全院委員長及ビ常任委員ノ選舉ヲ行ヒタイト思ヒマス、御異議アリマセヌカ	〔異議ナシト呼ブ者アリ〕

○副議長(内ヶ崎作三郎君)	選舉ノ手續ハ衆議院規則並ニ先例ニ依リマス、尙ホ念ノ爲メ申上ダマスレバ投票ハ無名投票ダリマス、諸君ノ御手許ニ配付シテアリマス所ノ投票用紙ニ被選者一名ヲ記載セラレ、木札ノ名刺ヲ添ヘテ御持參アランコトヲ望ミマス、是ヨリ點呼ヲ命ジマス	〔書記官氏名ヲ點呼ス〕
○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス、投票函閉鎖——開匣	〔書記官投票ヲ讀上げ〕
○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票總數三百三十七名刺ノ數モ是ト符合致シテ居リマス、是本投票ノ過半數ハ百六十九デアリマス、是ヨリ投票ノ點檢ヲ命ジマス、點檢ノ方法ハ先例ニ依リマシテ同一投票ハ十票ヅ合算シテ讀上ダルコトト致シマス	〔書記官投票ヲ讀上げ〕
○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致シマス	〔大木書記官朗讀〕
○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票ノ結果ヲ書記官長ヨリ報告致シマス	〔大木書記官朗讀〕

○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス、投票函閉鎖——開匣	〔書記官投票ヲ讀上げ〕

○副議長(内ヶ崎作三郎君)	投票漏ハアリマセヌカ——投票漏ナシト認メマス、投票函閉鎖——開匣	〔書記官投票ヲ讀上げ〕

豫算委員	第一 部	安藤 正純君	阿子島俊治君
	第二 部	荒川 真郷君	伊藤東一郎君
	第三 部	小川郷太郎君	石坂 繩君
	第四 部	太田 正孝君	井阪 豊光君
	第五 部	久山 知之君	小笠原三九郎君
第六 部	小坂 武雄君	川口 寿君	小高長三郎君
第七 部	佐藤 芳男君	河野 密君	河盛安之介君
第八 部	作田 高太郎君	信太儀右衛門君	喜多壯一郎君
	田中 貢君	坂本宗太郎君	加藤 弘造君
	田子 一民君	秀吉君	
	堤 康次郎君	重貴君	
	野本吉兵衛君	收君	
	東條 貞君	文平君	
	中村三之丞君	一郎君	
	中島彌團次君	一松 定吉君	
	濱野徹太郎君	堀内 一雄君	
	船渡 佐輔君	喜一君	
	松浦 伊平君		
	松浦周太郎君		
	松永 壽雄君		
	松村 光三君		
	松延彌三郎君		
	松尾 三藏君		

第九部		決算委員	
第一部	赤間	德壽君	真鍋 儀十君
森田重次郎君	愛野時一郎君	森谷 新一君	宮崎 一君
森谷 渡邊	大島 兵吉君	高精君	森 肇君
渡邊 健君	岩瀬 亮君	小澤 治君	飯塚 寛君
第二部	大島 亮君	高精君	逢澤 茂君
第三部	岡田啓治郎君	奥野 小四郎君	小山田義孝君
第四部	北勝太郎君	金子 定一君	植村 武一君
第五部	佐藤洋之助君	小林 紹治君	奥 久登君
第六部	駒井 重次君	駒井 重次君	長内 健榮君
第七部	高野孫左衛門君	下出 義雄君	小山 亮君
第八部	圖師 兼貳君	高城 憲夫君	坂下仙一郎君
第九部	長沼 権一君	野村嘉久馬君	高畠龜太郎君
吉川吉郎	古河和一郎君	則元卯太郎君	松本治一郎君
兵衛君	矢部 藤七君	石田 善佐君	三木與吉郎君
吉川吉郎	八木宗十郎君	吉田貞次郎君	八木 元八君

續カント蹶起セザル者ハナイノデアリマス
(拍手)敵ヲ撃滅ゼズシバ止マザルノ覺悟ヲ
愈、新タニセザル者ハナイノデアリマス(拍
手)是等ノ勇士アリ、又是等ノ勇士ニ續ク者
アレバコソ大東亞戰爭ハ必ズ勝ツノデアリ
マス(拍手)私ハ茲ニ諸君ト共ニ、山本元帥
ヲ初メ忠勇ナル戰姫將兵ノ偉大ナル勳功ヲ
讐ビ、哀悼ノ誠ヲ捧グルト共ニ、只管米英
擊撃ノ一路ニ邁進シ、以テ勇士ノ忠靈ニ應
ヘンコトヲ誓フ次第デアリマス(拍手)
尙ホ此ノ機會ニ於キマシテ、私ハ諸君ト
共ニ戰傷病將兵ニ對シ、速カニ再起御奉公
ノ日ノ來ランコトヲ祈念致シマスルト共
ニ、遺族ノ方々ニ對シマシテ、心カラ同情
ノ音ヲ披瀝スルモノデアリマス(拍手)
今ヤ 御稟威ノ下、大東亞ニ於ケル帝國ノ
戰略的必勝ノ熊勢ハ日ニノ強化セラレ、
大東亞ニ於ケル巨大ナル資源ハ急速ニ戰力
化セラレテ居ルノデアリマス、大東亞ニ於
ケル此ノ熊勢ハ、正ニ米英ノ死命ヲ制スル
モノデアリマス、米英ハ今更ナガラ其ノ進
展ノ急速ナルニ愕然トシ、極力之ヲ阻止妨
碍センコトヲ期シ、唯一ノ特ミトル物質
力ノ全力ヲ擧ガ、而モ手段ヲ擇バズ、更ニ
凡ユル算謀ヲ廻ラシ、頻リニ反攻ノ氣勢ヲ
示スニ至ツタノデアリマス
併シテガラスクノ如キハ帝國ノ當然豫期
シテ居ツタ所デアリマス、皇軍ハ敵ノ此ノ
反攻ノ撲ヲ捉ヘ、隨時隨處ニ之ヲ擊破スル爲
ヨリ、更ニ敵屈服ノ手段ヲ進メテ居ルノデ
アリマス、現ニ皇軍ハ支那方面ニ於テ、印
緬國境方面ニ於テ、將又太平洋ノ各方面ニ
反覆スル戰闘ハ益々烈激壯ノ度ヲ加フル
ニ至ツタノデアリマス、大東亞ニ於ケル必
益、深刻ナル打撃ヲ加ヘントシテ居ルノデ
アリマス、斯クシテ戰局ハ愈、重大ヲ加ヘ、
瓦リ雄渾ナル作戰ヲ展開シ、更ニ敵ニ對シ
勝ノ熊勢ニ立チ、一億國民が國難ノ加ハル
毎ニ愈、燃エ上ル必勝ノ信念ヲ以テ、忠烈ナ
ル傳統ノ國民性ノ眞價ヲ發揮スルノ秋ハ、
正ニ到來致シタノデアリマス(拍手)

以上ノ情勢ニ對處シ、私ハ國民諸君ト共見逃スコトナク、愈々必勝ノ確信ノ下ニ、飽クマデモ全力ヲ盡シテ、米英屈服ノ最後ノ日マデ、意志ト意志トノ戰ヒヲ戰ヒ拔キ、勝チ抜イテ、以テ聖慮ヲ安ンジ奉ランコトヲ期スル次第アリマス（拍手）

現下大東亞ノ動向ヲ大觀致シマスルニ、諸國家、諸民族ノ帝國ニ對スル信賴、大東亞戰爭完遂ニ對スル眞摯ニシテ白發的ナル協力ハ、日ニ月ニ其ノ力ヲ加ヘテ居ルノデアリマス、私ハ最近中華民國、滿洲國及ビ比島ヲ訪問致シ、親シク現地ノ實相ニ觸レ、要路ノ人々トモ隔意ナキ懇談ヲ遂グル機會ヲ得、愈々此ノ確信ヲ強ク致シタノデアリマス

申スマデモナク大東亞ヲ米英ノ多年ノ桎梏ヨリ永久ニ解放シ、其ノ本然ノ姿ニ歸ラシ、メント致シマスルコトハ、帝國不動ノ大方針デアリマス、帝國ノ施策ハ此ノ大方針ニ則リ、終始一貫シテ今日ニ及シニ居ルノデアリマス、大東亞戰爭勃發以來一年有半、今ヤ大東亞十億ノ民衆ハ我ガ眞意ヲ了解シ、日本ノ大東亞戰爭完勝ナクシテ大東亞ノ解放ナク、新シキ大東亞ノ建設ナクシテ、大東亞民衆ノ福音ナシトスル確信ガ、澎湃トシテ起リツツアルノデアリマス（拍手）洵ニ大東亞ノ爲メ御同慶ニ堪ヘ又次第アリマス

以上ノ如キ情勢ニ對處致シマシテ、帝國ト致シマシテハ、諸國家、諸民族ノ誠意ト協力トニ應ヘ、此ノ際更ニ新タル施策ニ出ヅルコトヲ必要ト考ヘテ居ルノデアリマス、今其ノ主要ナルモノニ付キ政府ノ所信ヲ率直ニ申上ゲタイト存ジマス

滿洲國ニ付キマシテハ、同國ハ帝國ヲ視ルニ、親邦ヲ以テシ、畏クモ皇帝陛下御躬ヲ率先御垂範遊バサレ、國民上下一致、帝國ニ對スル物心兩方面ノ協力洵ニ大ナルモノガアリ、兩國ノ交誼ハ眞ニ閑然スル所ガナガアリ、ノデアリマス、帝國ト致シマシテハ益、其

ノ信倚ニ應ヘ、其ノ健全ナル發達ニ愈、力ヲ效サントシテ居ルノデアリマス
中華民國ニ帝付キマシテハ、汪主席以下官民共ニ、今ヤ帝國ノ誠意アル態度ニ心カラ共鳴シ、日華共同宣言ノ精神ノ下ニ、目下相携ヘテ着々トシテ共同ノ目的ニ邁進シツツアルノデアリマス、百年ノ久シキニ瓦リ、米英ノ世界制覇ノ野望ニ塗炭ノ苦シミヲ重ネテ參リマシタル中華民國ハ、今ヤ其ノ羈絆ヲ脱シ、自彊ノ途ヲ講ジ、完全ナル自主獨立ノ國家トシテ、帝國ト相俱ニ新シキ大東亞建設ニ、其ノ大イナル實力ヲ發揮セントシテ居ルノデアリマス(拍手)
斯クテ中國民衆多年ノ宿望タル中國人ノ中國ノ理想ハ、正ニ達成セラレツツアルノデアリマス、最近龍炳勳、孫殿英、榮子恒等ノ將軍ヲ初メトシ、幾多ノ人士ガ撫ヲ接シテ重慶政權ノ傘下ヲ離レ、汪主席ト行動ヲ共ニスルニ至リツツアリマスルコトモ、中國更生ノ當然ノ歸趨ヲ如實ニ示スモノデアリマス、此ノ中國ノ興隆ハ、中國ノ爲メ大東亞ノ爲メ、將又世界人類ノ爲メ、洵ニ慶祝ニ堪ヘヌ次第デアリマス(拍手)此ノ秋ニ方リ帝國ハ此ノ中華民國ノ興隆ヲ心ヨリ禱福スルト共ニ、今後愈々之ヲ支援スルノ決意ヲ深クシ、進ンデ日華間ノ條約ニ根木的ナル改訂ヲ加ヘ、兩國ノ協力ノ雄勢ニ更ニ一步ヲ進メントスルモノデアリマス
「タイ」國ニ付キマシテハ、同國ガ多年米英トノ複雜懸微ナル關係ヲ一擲シ、敢然トシテ帝國ト行ヲ共ニシ、「ピブン」首相統率ノ下ニ、幾多ノ困難障碍ヲ克服シツツ、一路大東亞戰爭完遂ニ邁進シテ居ルノデアリマス、之ニ對シ私ハ深ク敬意ヲ表スル次第デアリマス、帝國ハ同國トノ提携ヲ今後愈々密ニシ、同國ノ軍事、經濟、文化等各方面ニ瓦リ、更ニ一段ノ協力を致サンコトヲ深ク期シ、同國民多年ノ宿望ニモ鑑ミ、同國ノ發展ノ爲メ、新タナル協力をナスノ用意アルコトヲ、茲ニ表明スルモノノデアリマス

「ビルマ」ニ付キマシテハ、御承知ノ通り
去ル三月「バーモ」長官ヲ帝都ニ迎へ、帝國
ノ決意ヲ傳ヘタノデアリマス、「バーモ」長
官以下各指導者ノ「ビルマ」ノ獨立竝ニ大東
亞戰爭完遂協力ニ關スル眞劍ナル決意ノ程
ヲ感得スルヨリコトガ出來マシタコトハ、諸君
御存ジノ通リデアリマス、而シテ既ニ五月
八日獨立準備委員會ガ結成セラレ、着々ト
シテ獨立準備ノ捲捲シツツアリマスルコト
ハ慶祝ノ至リデアリマス(拍手)私ハ日ナラ
ズシテ其準備モ完了シ、歴史的光榮ノ日ノ
速カナルコトヲ強ク期待スルモノデアリマ
ス(拍手)
比島ニ付キマシテハ、「バルガス」長官以
下要路ノ人々ガ、身ヲ挺シテ比島再建ト、
大東亞戰爭完遂協力ノ爲ニ努力シ、一般民
衆モ亦逐次帝國ノ眞意ヲ了解シテ、積極的
ニ協力シツツアルノデアリマス、比島獨立
ニ關スル帝國ノ態度ハ異次ノ聲明ニ依リ既
ニ明カナル所デアリマスルガ、帝國ハ此ノ
際更ニ一步ヲ進メテ、本年中ニ比島ニ獨立
ノ榮譽ヲ與ヘントスルモノナルコトヲ茲ニ
中外ニ宣明スルモノデアリマス(拍手)
嘗テ米國ノ不信ナル支配ノ下ニ、空シク
獨立ノ幻影ヲ逐ウテ居リマシタル比島民衆
ハ、大東亞戰爭勃發以來、未ダ二箇年ニモ
満タザルニ、早クモ茲ニ多年ノ宿望ヲ達セ
ントシテ居ルノデアリマス、私ハ比島民衆
ノ感激ニ思ヒヲ致シ、比島ノ爲メ、又大東
亞ノ爲メ眞ニ慶祝ニ堪ヘナイ次第デアリマ
ス(拍手)
尙ホ「マライ」「スマトラ」「ジャワ」「ボル
ネオ」「セレベス」等ノ原住民ハ、皇軍ノ軍
政下ニ營々トシテ協力ノ度ヲ増大シツツア
ルノデアリマス、即チ戰爭下ニ於キマシテ
モ、既ニ彼等ハ現地皇軍ノ心カラナル指導
ニ依リ、從來ノ精神的壓迫ヨリ解放セラレ
現ニ教育其ノ他各種ノ文化的恩恵ニ浴シ、
未ダ嘗テナキ希望ニ満チタル生活ヲ營ンデ
居ルノデアリマス、「インドネシア」民衆ノ
爲メ、洵ニ欣快ニ存ズル次第デアリマス、

帝國ハ此ノ際更ニ進ンデ原住民ノ念願ニ基キ、ソレゝノ民度ニ應ジテ、本年中ニハ原住民ノ政治參與ニ關スル措置ヲ逐次執ツテ參ル所存アリマス（拍手）就中「ジャワ」ニ付キマシテハ、其ノ民度ニ鑑ミ、民衆ノ輿望ニ應ヘテ、能フ限リ速カニ是ガ實現ヲ期セントスルモノデアリマス

佛印ニ付キマシテハ、佛印當局ハ複雜ナル情勢ノ下ニ善處致シテ居ルノデアリマスルガ、帝國ハ共同防衛ニ關スル日佛議定書ノ精神ニ基キ、佛印トノ愈々緊密ナル提携ヲ圖ラントスルモノデアリマス

以上ノ如クシテ、萬邦ヲシテ各々其ノ所ヲ得シメ、兆民ヲシテ悉ク其ノ堵ニ安ンゼシムル我ガ肇國ノ大理想ハ、着々トシテ大東亞ノ天地ニ具現セラレ、多年米英ノ飽クナキ擣取ニ惱タル東亞ノ民衆ニ輝カシキ黎明ハ來ツタノデアリマス（拍手）斯クシテ大東亞ノ諸國家、諸民族ガ、逞マンシキ發展ヲ爲シツツアルニ比較致シマシテ、「インド」ガ尙ホ英國ノ苛酷ナル彈壓ノ下ニ、獨立完成ノ爲メ大イナル苦シミヲ嘗メツツアリマスルコトニ對シマシテハ、私ハ衷心ヨリ同情ノ意ヲ表スルト共ニ、憤リヲ感ズル者デアリマス（拍手）

（拍手）

帝國ハ「インド」民衆ノ敵タル米英ノ勢力ヲ「インド」ヨリ驅逐シ、眞ニ獨立「インド」ノ完成ノ爲メ、凡ユル手段ヲ盡スベキ牢固タル決意ヲ持ツテ居ルノデアリマス（拍手）而シテ澎湃タル「インド」民衆ノ熱望ハ必ずヤ實現セラレ、米英勢力ハ驅逐セラレ、「インド」ノ自由ト繁榮トノ齋ラサレル日ノ遠カラザルコトヲ私ハ信ジ、且ツ其ノ一日モ速カナランコトヲ期待スルモノノデアリマス

（拍手）

翻ツテ歐洲ノ形勢ヲ見マスルニ、獨伊ヲ初メ盟邦諸國ハ帝國トノ結束愈々固ク、一踏最後ノ陰利ニ向ツテ満進シテ居ルノデアリマス、今日マニニ築キ上ガタル必勝ノ地位ト、不動ノ指導力トノ下ニ行ハル獨伊等歐洲盟邦諸國ノ雄渾ナル戰役遂行ニ對シ、私

ハ其ノ成功ヲ確信スルモノデアリマス、帝國ト致シマシテハ、今後共愈々堅密ナル連繫支援ノ下ニ、相俱ニ飽クマヂモ米堪ヲ撃摧セんコトヲ誓フモノデアリマス(拍手)。今ヤ敵米英ハ目的的爲ニハ手段ヲ擇バズ、到ル處平和ヲ禦亂シ、隨處ニ憲罰ヲ擴大シ、中立國ヲ戰禍ニ捲キ込マント狂奔致シテ居ルノデアリマス、彼等ノ他國ヲ誘ツテ共ニ戰フヤ、自ラハ直接ノ慘禍ヲ避ケテ、他國ヲ其ノ矢面ニ立て、而モ戰ヒータビ利アラザレバ、之ヲ慰屢ノ如ク棄テ顧ミズ、嘗テノ宣言、約束ノ如キハ唯一片ノ反古トシテ葬リ去ツテ居ルノデアリマス、曩ニハ小國ノ爲ニ其ノ獨立擁護ヲ叫ビ、今ヤ掌ヲ反シテ大國ノ爲ニ其ノ專制支配ヲ唱ヘ、其ノ間何等ノ操守ナク、專ラ他國ノ犠牲ニ於テ自國ノ安逸ヲ貪リ、而モ恬トシテ恥チナイノデアリマス、此ノ暴虐無慘ナル行動ニ對シマシテハ、神人俱ニ許サザル所デアリマス(拍手)尙ほ是等ノ策謀ニモ拘ラズ、中立ヲ堅持シツツアル國々ニ對シマシテ、私ハ茲ニ深ク敬意ヲ表スル次第デアリマス、而シテ帝國ト是等ノ國々トハ、極メテ友好ナル關係ヲ持續シテ居ルノデアリマシテ、今後愈々親密ナランコトヲ祈念スルモノデアリマス。

今ヤ内外ノ情勢洵ニ重大否アリマス、此ノ重大ナル情勢下ニ於テ、一億國民ハ舉げテ皇民タルノ本分ヲ全ウスペク、戰意ヲ新タニシテ居ルノデアリマス、戰場ノ將兵ノ心ヲ心トシ、全力ヲ盡シテ一路征戰完勝ニ突進スルノ誓ヒヲ新タニシテ居ルノデアリマス。

此ノ秋ニ方リ、政府ハ一億國民ノ陣頭ニ挺身シ、此ノ新タニセセル誓ヒヲ必ず實踐ニ移サソコトヲ期スルモノデアリマス、作戦ニ必勝シ、確設ニ必成シ、以テ此ノ大戰爭ヲ完遂スル爲ニハ、政府ハ國ノ内外ヲ聞ヘズ、如何ナル妨害モ、如何ナル障礙モ斷々乎トシテ、之ヲ突破克服セントスルモノデアリマス、幸ヒ生産ノ現況ハ、國民諸君ノ熱意

ト努力トニ依リ、昨年末ヨリ著シク改革増
強ノ跡ヲ示シテ居ルノデアリマスガ、政
府ハ此ノ上トモ官民一一致決戦能勢ヲ強化
シ、國ヲ舉ゲテ更ニ戰力増強ノ一點ニ集中
セントスルモノデアリマス

政府ガ今回臨時ニ帝國議會ノ開會ヲ奉請
致シマシテ、企畫整備、會議堅急増席等ニ
關スル豫算案及び法律案ヲ提出致シマシタ
ノモ、實ニ以上ノ趣旨ニ出デタモノデアリ
マス、今次ノ企畫整備ハ決戦下更ニ直接戰
力ノ急進増強ノ爲メ、從來ノ企畫整備ノ趣
旨ヲ擴充シ、產業ノ各分野ニ瓦リ徹底的ナ
ル整備ヲ行ヒ、國民ノ悉クヨシニ戰力増強
ニ寄與セシメントスルモノデアリマス、而シ
テ是ガ圓滑ナル遂行ヲ期スル爲ニハ國民全
般ノ協力ヲ絶對必要トスルノデアリマシテ、
國民諸君ハ十分政府ノ意ノアル所ヲ諒トセ
ラレ、一日モ早ク整備ヲ完了シ、適材適所
各自ノ能力ヲ發揮シ得ル如ク、積
極ニ協力セラレンコトヲ願ツテ已マナイ
次第デアリマス(拍手)又今次ノ措置ニ伴ヒ
數十億ノ金額が放出セラルヨコトトナルノ
デアリマス、此ノ莫大ナル資金ノ撒布ニ對
處スル爲メ、特ニ企畫整備資金措置法案ヲ
提出致シタ次第デアリマス、固ヨリ一億國
民ハ貯蓄ノ増強ニ、消費ノ節約ニ努力シテ
居ルノデアリマスルガ、更ニ此ノ際浮動購
買力ノ抑制、國家經濟秩序ノ維持等ニ付キ
此ノ上トモ一層ノ力ヲ傾注セラレタイノデ
アリマス

尙ほ政府ハ此ノ上トモ敏速果斷ナル行政ノ運營ヲ圖ルト共ニ、戰爭遂行ニ直接關係ナキモノハ悉ク之ヲ中止又ハ廢止シ、官民共ニ全力ヲ擧ゲテ生産ニ動員シ、以テ戰勝ノ一途ニ邁進センコト期シテ居ルノデアリマス、今回政府ガ府縣會議員ノ選舉等モ之ヲ行ハザルコトトシ、之ニ關スル法律案ヲ提出致シタノモ此趣旨ニ出ヅルモノデアリマス

以上由述ベマシタル政府ノ所信ヲ了解セラレマシテ、政府提出ノ豫算案及ビ法律案ニ付キマシテ何事御審議ノ上速力ニ協賛ヲレテ居リマス——陸軍大臣東條英機君

(拍手)

○議長(岡田忠彦君) 陸軍大臣及ビ海軍大臣ヨリ戰況ニ關シ報告ノ爲メ發言ヲ求メラレテ居リマス——陸軍大臣東條英機君

陸軍大臣海軍大臣ノ戰況ニ關スル報告
(國務大臣東條英機君登壇)

○國務大臣(貢修英機君) 昨年十二月本議場ニ於キマシテ説明ヲ致シマシタ以後ニ於ケル陸軍ノ戰況ニ付キマシテ申上げマス
南太平洋ニ於テ去ル四月散華セラレ
マシタル故山本元帥ノ英靈ニ對シマシテ、全陸軍將兵ハ齊シク敬仰ノ誠ヲ捧げマスルト共ニ、故元帥千戦不滅ノ偉功ヲ偲ビマシテ、今更ニ景仰痛惜ノ情ニ堪ヘナイ次第デアリマス(拍手)

次ニ御承知ノ如ク最近ニ至リ「アツ」島ニ於キマシテ、壯絶ナル戰鬪ガ行ハレタノデアリマスルガ、山崎部隊長以下「アツ」島守備隊將兵ノ盡忠ニ對シ寄セラレマシタル朝野ノ厚キ御同情ニ對シマシテ、茲ニ謹んで感謝ノ意ヲ表スル次第アリマス(拍手)

以下最近ニ於キマスル各方面ノ戰況ニ付キマシテ御説明致シマス、第一ニ「アリュンシャン」方面ニ付テ由上ダマス、昨年六月海陸軍部隊ガ遠ク千島ヲ距ル千三百「キロ」アリュンシャン諸島ヲ奇襲占領致シマシタノハ痛ク敵ヲ震駕セシメマシテ、少クモ

陸兵數箇師團、飛行機六、七百機内外、其ノ他航空母艦、駆艦以下ノ有力ナル艦隊ヲ東部「アリューシャン」ニ抑留シ得タノデアリマスルガ、更ニ敵ハ逐次基地ヲ西方ニ推進シテ「キスカ」島東方ノ「アムチトカ」島ニハ二月末既ニ飛行場設定セラレ、陸兵守備ノ下ニ大型機ノ離着陸ヲ認メラルニ至ツタノデアリマス、而シテ此ノ間敵ハ航空機竝ニ艦隊ニ依リ我ガ補給路ヲ遮断シテ、西部「アリューシャン」方面ノ我ガ守備隊ノ孤立化ヲ策シ、又空襲等ニ依リ直接其ノ戦力ヲ消耗セシメント企圖シツワツタノデアリマス、斯カル情勢ニ於キマシテ、我ガ守備隊ハ連日ノ空襲ヲ受ケツ、絶海ノ孤島ニアリマシテ、一年ニ亘ル守備ノ大任ヲ果シテ來タノデアリマスルガ、五月十二日折柄ノ濃霧ヲ利用シテ敵ガ南北東ノ三方面ヨリ「アツ」島ニ上陸シ來リ、山崎部隊長以下遂ニ全員玉碎致シマシタルコトハ、既ニ大本營ヨリ發表セラレマシタル通リデアリマス、以下稍詳細ニ當時ノ戰況ヲ申述ベタイト存ジマス。

十二日ヨリト、陸ヲ開始致シマシタ敵ハ、守備隊ノ防戦ニモ拘ラズ、南北ノ二方面ニ於テ陸上ニ據點ヲ占據致シ、十三日乃至十五日頃ニハ續々敵兵ノ増加ヲ見マシテ、各方面ノ戰鬪意、激烈トナリ、航空母艦一、戦艦一、巡洋艦二、驅逐艦三等ヲ以テスル不斬ノ艦砲射撃ト、飛行機ニ依ル銃爆撃ト、集中シ、一據點毎ニ我レニ大ナル打撃ヲ加ヘナガラ、逐次我陣地ヲ奪取スルニ努メツツアツタノデアリマス、十五日乃至十七日頃ニナリマスルト、戰況ハ逐次逼迫シテ居リマシタガ、越エニ二十日、二十一日頃ニ至リマント、敵ハ攻撃重點ヲ南方中央正面ニ指向シテ猛攻ヲ加ヘツツアリマシテ、該方面ノ我ガ第一線ハ寡兵克ク死闘ヲ繼續シテ居リマシタガ、斯クノ如ク、狀況逐次急迫ヲ告ゲマシタル爲メ、守備隊ハ「アツ」島東北部ニ於テ兵力ニ相應スル正面ヲ執リ、以テ最後ノ決戦ヲ企圖スルニ決シ、之ニ必要ナル後ノ決戦ヲ企圖スルニ決シ、之ニ必要ナル

虛器ヲ執ツタノデアリマス、二十三日ニ至リマシテ山崎大佐ハ守備隊ノ損耗、部下各部隊勇戦ノ状況ト共ニ守備隊ハ將校以下全員敵ヲ擊碎シ、本島ニ骨ヲ埋ムルノ決意ニ堅ク、志氣極メテ旺盛ナルコト及ビ部下一同生キテ虜囚ノ辱メヲ受ケザルコトヲ嚴立期シリトノ報告ヲ致シマシテ、當時ノ決然タル覺悟ヲ述べテ居ルノデアリマス、竝ニ艦隊ニ依リ我ガ補給路ヲ遮断シテ、西ヨリ消滅セシメント企圖シツワツモ一地、一陣毎ニ少ナカラザル打撃ヲ受ケル状況ノ下ニアリマシテ、山崎部隊長ハ北海灣要域ヲ確保シ得ナカツタコトハ期待ニ副ハザル所大ニシテ、隊長ノ責罵死ニ値スルコト、全員最後ノ玉碎ヲ深く覺悟シアルコト及ビ凡ニユル手段ヲ講シ、敵戦力ノ燐滅ヲ圖リ、以テ皇軍ノ本分ヲ完ウセントスルコトヲ報告シテ居ルノデアリマシテ、玉碎寸前ニ於キマスル其ノ烈々タル鬪魂實ニ驚嘆ニ堪ヘマセヌ、當時深ク其ノ忠勇ヲ嘉スル旨ノ優渥ナル御言葉ヲ賜ハリマシタ趣キニ漏レ承ツテ居リマスガ、「アツ」島將兵方如何ニ感泣致シマシタコトデアリマセウカ、眞ニ悠久ノ大義ニ生クル幸福ヲ沁々味ハツタト思ハレマスルコトハ、優渥ナル御言葉ヲ賜ハリ、恐懼感激ニ堪ヘズ、隊長以下一同一致協力、愈々志氣ヲ鼓舞シ、死力ヲ盡シテ任務ニ邁進シ、誓ツテ、聖旨ニ應ヘ奉ランコトヲ期スルコト及ビ御言葉ヲ全綻ニ傳達シタル所、全將兵ノ感激其ノ極ニ達シ、志氣愈々奮迅ノ血戦ヲシマシタコトハ確實デアリヨリ想像ノ外ナインデアリマスルガ、山崎部隊長以下敵陣深ク突破致シマシテ、獅子奮迅ノ血戦ヲシマシタコトハ確實デアリマシテ、敵側ノ情報ヲ綜合致シマスルト、當時ノ状況ヲ髣覩タラシメルモノガアルノデアリマス。

「アツ」島ノ戰況ハ概不以上ノ通りデアリマスルガ、事茲ニ至リ上、震懾ヲ憚マシ奉リマシタコトハ、悔恨ハナノデアリマスルコト、全將兵ノ感激其ノ極ニ達シ、志氣愈々強昂ナルコトノ報告ニ依リマシテモ明カデアリマシテ(拍手)、「アツ」島ヲ蔽ヒマシタ当时ノ感激ヲ察スルニ餘リアル次第デアリマス、二十五日ニハ正ニ最後ノ關頭ニ立ツシテハ今後山崎部隊長以下ノ心ヲ心トシ、最後ノ一人ニ至ルマテ大東亞戰爭完遂シ、挺身シ、以テ聖慮ヲ安シジ奉リ、英靈ニ應ヘンコトヲ深クノ期スル次第デゴザイマス(拍手)。

抑、「アツ」島ノ占據ハ、作戦全局ノ必要ヨリ、危險ヲ冒シ機先ヲ制シテ敵ノ基地ニ近ク之ヲ占領シ、以テ敵ヲ該方面ニ牽制致シマスルト共ニ、帝國東北方方面ノ防衛強化ヲ策シタモノデアリマシテ、我ガ方ノ計畫致シマシテハ、兵力ハ固ヨリ威力アル火砲、飛行場設定器材、其ノ他ノ軍需品等ヲ十分準備致シ、極力輸送增强ニ努メ、既ニ鐵道ヲ下シテ之ヲ殲滅シ、皇軍ノ眞價を發揮セントスルコト、傷病者ハ既ニ自決

ルノミナラズ、現地最高指揮官ノ適切ナル計畫指導ニ依リマシテ、敵反攻ノ衝力ヲ逆用シテ、其ノ戰力ヲ撃滅スベク竊カニ所要用ノ準備ヲ整ヘ、三月上旬ヨリ俄然攻勢ニ轉ジタノデアリマスルガ、我方軍ハ「アラカン」山系ヲ踏破シテ、敵ノ背後ニ進出致シマスル放膽ナル迂回行動ト相俟チマシテ、當面ノ敵主力ヲ「マニ」河畔ニ捕捉殲滅致シマシタ後、果敢ナル追撃鬪闘ヲ行ヒマシテ、「インデ」附近ニ黃印軍第六旅團ヲ殲滅スル等、隨所ニ敵ヲ捕獲致シ、五月八日ニハ「ブチド」ンヲ、同ジク十四日ニハ印緬國境「モンドウ」附近ヲ占領シテ、多大ノ戰果ヲ收メタノデアリマシテ、本作戦ニ依リ敵總反攻ノ出鼻ニ強烈ナル一撃ヲ與ヘタ次第アリマス、併シナガラ該方面ニ於キマシテハ今後英印軍ト重慶軍トガ相策應シテ執拗ニ反攻ヲ試ミ來ルコトハ、必至ノ情勢ト判断セラレマスルノデ、我ガ方ト致シマシテハ、新生「ビルマ」育成ト共ニ、果敢ナル作戦遂行ニ即應スベク軍ノ態勢強化ニ遺憾ナキヲ期シテ居リマス

第三ニ「ニユーギニア」、「ソロモン」方面ニ付キマシテ申上ダマス、前議會ニ於テ申上ゲマシタル如ク、此ノ方面ニ付キマシテハ、一部先遣部隊ノ奮戰ニ依リマシテ、堅實ナル戰略態勢ヲ確保致シタノアリマス、是ガ熊勢ノ完成ハ直チニ敵ニ對スル強壓ヲ意味スルノアリマシテ、其ノ結果敵ハ濱洲、「ニュージーランド」ノ確保ヲ脅威セラレマスルノデ、彼ニ取リマシテハ死活ニ關スル重大ナル意義ヲ有スルノアリマス、隨ヒマシテ其ノ後ノ反攻狀況ヲ見マシテモ、敵ハ愈々陸、海、空ノ兵力ヲ増強シ、戰鬪ハ依然激烈ヲ極メテ居リマス、而シテ此ノ方面ニ於キマスル戰勢ニ決定的影響ヲ興ヘツツアリマスルモノハ實ニ航空作戰デアリマシテ、此ノ方面ノ戰鬪ハ、究極スル所逐次航空基地ヲ推進シツツ行フ所ノ制空權ニ角逐ト見ルコトガ出來ルト思フノアリマス、而シテ此ノ方面ノ陸軍將兵ハ、兵團長以下克ク艱苦ヲ忍ビ、海、陸真ニ一體トナリ、米濱軍ニ二十八師團、飛行機約一千百機ノ反攻ヲ隨時隨所ニ擊碎シツツ、日夜連續不斷ノ努力ヲ以テ奮闘シテ居ル次第アリマス第四ニ支那及ビ満洲方面ニ付キマシテ申上ゲマス、本年初頭決定セラレマンタル帝國ノ新タナル對支處理根本方針ノ確立ニ伴ヒマンシテ、重慶側ノ抗戰名目ハ完全ニ喪失シ、其ノ動搖蔽ヒ難キモノガアリ、而モ我ガ作戦ノ進捗ニ應ジマシテ、于學忠軍、韓德勤軍及ビ王勁哉軍等、此ノ正規軍中或ハ軍長以下、或ハ師長ヲ含ム有力部隊ノ歸順ヲ見、其ノ他投降捕虜トナルモノハ頗ル顯著デアリマスルノミナラズ、最近ニ至リマシテハ、北支那唯一ノ蔣介石直系軍タル第二十四集團軍軍長デアツテ、重慶ノ有數將領デアリマシタ麗炳勳將軍竝ニ孫殿英將軍等が其ノ部下七萬餘ヲ率キ、又魯南指揮部總指揮榮子恒將軍ガ兵二萬ト共ニ國民政府陸

支那派遺軍ガ最近行ヒマシタル江北戦滅
戰、蘇淮地區討伐、山西、河南省方面作戦、
湖南進攻作戦等ハ何レモ豫期以上ノ戰果ヲ
獲得致シ、且ツ屢ニ由述ベマシタル如ク、
將領ノ歸順合體ヲ促進シ、重慶側抗戰意志
ニ大ナル打撃ヲ與ヘタ次第デアリマス（拍手）
（手）
次ニ在支敵空軍勢力ハ、米國ノ援助ニ依
リ、逐次回復シテ參リマシタ、最近米支空軍ヲ
合シテ第一線機約三百ヲ算シ、我が占
領地域内要部ノ破壊、東及南支那海域ノ海
上交通ノ遮斷等ヲ企圖スルニ止マラズ、帝
國本土ニ對スル空襲ヲ敢行セントスル徵
候ガアリマスルノデ、我が航空部隊ハ機先フ
制シテ敵飛行基地ニ進攻シ其ノ轟撃ヲ封殺
シテ參ツタノデアリマス、現在敵ハ一晉我
ガ銳鋒ヲ避ケルコトニ専念シテ居ルヤニ觀
察セラマスルガ、將來敵ガ我本土ノ空
襲ヲ企圖スルコトハ當然アリ得ルモノト考
ヘラレル次第デアリマス、滿洲方面ハ譁讐
ヲ保ツテ居リマシテ、其ノ護りハ磐石デア
リマス
第五ニ南方占領地ニ於ケル軍政ノ狀況ニ
付テ説明ヲ致シマス、南方軍政ハ引續キ概
ね順調ナル進展ヲ續ケツツ、一切ノ施策ヲ
擧ゲテ今次戰爭ノ完遂ニ結集致シテ居ル次
第デアリマス、而シテ是等施策ノ實行ニ當
リマシテハ、特ニ治下諸民族ノ指導ニ留意
致シマスルト共ニ、軍政ノ特色デアリマス
所ノ強力簡素ナル方式ニ依リ施政ノ渗透ニ
努メテ居ルノデアリマス、各地域トモ帝國
ノ公明正大ナル施策ハ克ク治下諸民族ノ理
解・悅服スル所トナリマシテ、到ル處我ガ施
政ニ絶大ナル信賴ヲ寄セ、心カラノ協力ヲ
ナシツツアリマスルコトハ洵ニ欣快トスル
所デアリマス
又國防資源ノ取得ニ付キマシテハ、石油、
銅ヲ初メ、帝國物動計畫ニ於テ期待スル物

資ノ供出ニ、現地軍官民ガ一體トナリ、凡
ユル努力ヲ傾注致シテ居リマスルガ、此ノ機
會ニ於テ特ニ申上ダタイト存ジマスルコト
ハ、是等産業ノ開發ニ原住民ガ嬉々トシテ
積滿のニ協力シテ居ルコトアリマシテ、
某地ニアリマシテハ、其ノ就業率常ニ九〇
%ニ達シテ居ル狀況デアリ、洵ニ賴モシク
存ズル所デアリマス、而シテ南方諸地域ガ
過去ニ於テ米英蘭ノ單ナル擣取ノ對象トシ
テ、專ラ植民地的產業ノミニ偏リ、生活必
需品ニ付テモ、米英等ノ市場タラシムル爲
メ、徒ラニ是等産業ヲ振興セシメナカツタ
點ヲ是正致シマシテ、現地住民生活確保ノ
爲メ必要ナル產業ノ振興ヲ圖ル如ク決定セ
ラレタ次第アリマス、即チ紡績、煙草、
燐寸、製紙、鐵工、造船等ノ工業ヲ、狀況之
ヲ許ス限リ振興致シマシテ、現地自給自足
ノ確立ヲ目標ニ逐次實行シテ居ルノアリアリ
マス、南方ニ進出シツワアル邦人ノ數ハ逐
次増加致シマシテ、陸軍軍政地域内ノ在留
邦人ハ既ニ四万人ヲ突破シテ居リマス、是
等ノ人々ハ大部分ソレヽ、商業ノ開發、物
資ノ收集、交易等ニ從事シテ居ルノデアリ
マスルガ、邦人ハ原住民ノ牛達、儀長トシ
テ、又我ガ國篤具現ノ牛驅者トシテノゾリ
ト、責務トヲ自覺シテ奮鬥スルヤウ指導シ
テ居ルノデアリマス

以上ノ如ク南方軍政ハ概々所期ノ成程ヲ
擧ガツツアリマスルガ、今後豫想セラル敵
ノ反攻策謀ニ對シマシテ、軍ハ儼然タル皇
軍ノ支援役擄ノ下ニ、簡素ナル機構ニ依
リ、強力ナル實行ヲ特色下スル軍政ノ滲透
ヲ圖ル考ヘアリマシテ、各地域ノ特性ニ
應ジ、其ノ實施ノ適正時期シ、將來ノ獨立
又ハ政治參與ノ準備ニ遺憾ナキヲ期シテ居
リマス

之ヲ以チマシテ各方面ノ戰況竝ニ占領地
軍政ノ状況ニ關スル説明ヲ終リマスルガ、
要スルニ帝國陸軍ハ、御移威ノ下常ニ帝國
海軍ト渾然一體トナリ、不撓不屈ノ勇猛心
ヲ以チマシテ、克々現戦局ニ對應シツツ次

「レンネル」島沖海戦ヲ加ヘマシテ、輸送船五十三隻、約三十九万三千「トン」、戦艦二隻、巡洋艦九隻、驅逐艦八隻、潜水艦三十五隻ノ多數ニ上ツテ居リマス（拍手）
之ニ對シ我が方ノ損害ハ飛行機ノ損失三百十機ノ外、沈没致シマシタ艦船ハ驅逐艦五隻潜水艦三隻、輸送船三十三隻デアリマス
以上ハ各方面ニ於ケル顯著ナ作戦ノ大要デアリマスルガ、帝國海軍部隊ハ其ノ他内外ノ各地域、各海面ニ於キマシテモ、ソレゾレ重大ナル任務ヲ以テ作戦實施中デアリマシテ、大陸方面デヘ二月二十一日、帝國陸海軍部隊ヲ以テ廣州灣租借地ニ進駐シ、又近クハ揚子江上流ニ於ケル勇敢ナル遼江作戰モ行ハレマシテ、帝國ノ各方面ニ於ケル戰略龍勢ハ愈々堅確ヲ加ヘツアリマス、此ノ機會ニ開戰以來今日マデ我が海軍ノ舉ダマシタ戰果ヲ綜合致シマスト、飛行機ニ於テハ擊墜撃破ヲ合セ五千二百十四機ニ達シシ、擊沈シマシタ艦船ハ戰艦十三隻、航空母艦十一隻、巡洋艦三隻、驅逐艦五十六隻、潛水艦二百二十八隻デ、其ノ他ノ艦艇六十九隻デアリマス、此ノ外擊破シタモノ多數ニ上ツテ居リマス、又擊沈シマシタ商船ハ三百六十九隻、二百二十五万「トン」ニ達シテ居リマス
之ニ對シ我が方ノ喪失致シマシタモノハ、飛行機八百七十八機、戰艦一隻、航空母艦三隻、巡洋艦三隻、驅逐艦十九隻、潛水艦十一隻、其ノ他ノ艦艇十三隻、其ノ外海軍關係船舶九十八隻、約三十五万二千「トン」デアリマス
今ヤ戰局ハ愈々深刻トナリ、激戰各方面ニ行ハレマシテ、帝國陸海軍部隊ノ本領ハ、隨所ニ遺憾ナク發揮セラレテ居リマス、敵ハ銳意頑勢ノ挽回ヲ企圖シ、戰力増強ニ全カヲ傾倒シテ居リマシテ、大東亞戰域ニ對シマンシテハ漸次航空兵力、潛水艦及び其ノ他ノ艦艇ヲ増勢シツワアルノ情勢ニアリマシテ、今後更ニ有力ナル反撃ヲ試ミ來ルコトハ必然デアリ、戰局ハ一層深刻ヲ加ヘルモ

ノト思ハレマス
申スマデモナク戦爭ハ相對的デアリマシ
テ、克ク深刻ナル局面、重大ナル困難ヲ壓倒克
服シテ、初メテ光榮アル戰勝ヲ贏チ得ルノデ
アリマス、此ノ際倍々勇奮強靄不撓ノ底力ヲ
發揮シ、以テ此ノ戰爭ヲ勝チ抜カネバナラ
ヌノデアリマス
我が海軍將兵ハ常ニ 聖旨ヲ奉戴シ、必勝
ノ信念ノ下ニ益々旺盛ナル士氣、熾烈ナル攻撃
精神ヲ以テ積極作戦ヲ行ヒ、犠牲ヲ壓ハズ、
如何ナル大軍ト雖モ之ヲ擊碎シ、飽クマデモ
戰爭最終ノ目的ヲ達成シ、以テ上 聖明ニ應
ヘ奉リ、下國民ノ負託ニ副ハシコトヲ固ク期
シテ居リマス(拍手)
終リニ臨ミ山本元帥以下壯烈君國ニ殉ゼ
ラレマシタル忠勇ナル將兵ニ對シ、茲ニ衷
心ヨリ哀悼ノ誠ヲ捧ゲ、其ノ遺家族ニ對シ、深
厚ナル同情ノ意ヲ表シマスト同時ニ、此ノ機會
ニ今般山本元帥ノ戰死ニ際シマシテ、國民各
位ヨリ寄セラレマシタル熱誠懇篤ナル御同
情ニ對シマシテ厚ク感謝ノ意ヲ表シマス
(拍手起ル)
○議長(岡田忠彦君) 御諮詢致シマス、前
田米藏君外八十名提出決議案 陸海軍ニ對
スル感謝並ニ戰死者ニ對スル敬弔ニ關スル
件ヲ此ノ際議題トナスニ御異議アリマセヌ
カ
〔「異議ナシ」ト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマ
ス、仍テ右決議案ヲ議題ト致シマス、提出
者ノ趣旨辯明ヲ許シマス—— 提出者内田信
也君
決議案(陸海軍ニ對スル感謝並ニ戰死
者ニ對スル敬弔ノ件)(前田米藏君外八
十名提出)
決議案

皇威ヲ四海ニ光耀ス今ヤ戦局進展シ敵ノ反攻熾烈ナルニ方リ我カ陸海軍ハ陸ニ海ニ空ニ勇戰奮闘毎ニ敵ヲ擊摧シ帷幄ノ神籌國土ノ鐵陣ト相待チ相應シテ儼然必勝ノ態勢ヲ確立ス是レ固ヨリ 御稜威ノ下皇軍將兵至誠盡忠ノ武勳ニ依ルモノニシテ全國民齊シク感謝感激措ク能ハサル所ナリ皇國ノ隆赫繁ソテ此ノ連續決戦ニ在ルヲ念ヒ國ヲ舉ケテ奮然興起敢鬪ノ熱火ニ燃エ相結束シテ戦力ノ増強ニ邁進シ以テ天業ノ完遂ニ努メサルナシ
衆議院ハ特ニ院議ヲ以テ帝國陸海軍ノ偉勳ニ對シ深ク感謝ノ誠ヲ致シ併セテ忠肝義膽鬼神ヲ哭カシム幾多崇高ナル戰歿將兵ノ英靈ニ對シ厚ク敬弔ノ忱ヲ表ス右決議ス

將兵ノ英靈ニ對シ厚ク敬弔ノ忱ヲ表ス
右決議ス
曩ニ大詔ヲ拜シテ皇師勇躍征途ニ就キマ
シテヨリ茲ニ一年有半、陸海軍ハ電擊追急、
武威今ヤ東亞ノ天地ヲ覆ヒ、遠ク「インド」
ヲ壓シ、濠洲ニ迫リ、必勝ノ熊勢既ニ整ヒマ
シタコトハ、偏ニ 大鷹威ノ下、忠勇ナ
ル陸海軍將兵ガ萬難ヲ排シテ勇戰奮闘セラ
賜モノデアリマシテ、國民ハ齊シク感謝感
激ニ堪ヘザル所デアリマス(拍手)
殊ニ勇戦力鬪、壯絶ノ戰死ヲ遂ゲラレ、
或ハ不幸病魔ニ冒サレ、命ヲ君國ニ獻ガラ
レタル戰歿將兵ノ英靈ニ對シマシテハ、痛
惜哀悼ノ至リニ堪ヘヌノデアリ、其ノ御遺
族ノ胸中察スルニ餘リアルノデアリマス、
武人生キテ干城ノ任ヲ完ウシ、死シテ護國
ノ神トナラルコトハ間ヨリ其ノ本懐トス
ル所デハゴザイマセウガ、征戰完勝ノ日ヲ
見ズ、雄圖半バニシテ斃レラレマシタコト
ハ徇ニ痛恨ノ至リデアリマス(拍手)
近クハ眞珠灣以來史上ニ類例ナキ轟々タ
ル戰果ヲ擧ゲ、天下ヲ驚倒セシメシタ聖將
山本元帥ガ挺身陣頭ニ立チテ、遂ニ巒上敵
彈ニ墮レタル如キ、悲壯ノ極ミデアリ、又
孤軍北海ノ紹域ニ於テ、萬千日ニ増スノ敵
ニ抗シテ毫モ屈セズ、屢々敵臍ヲ寒カラシメ、
遂ニ全軍敵陣ニ突撃シテ玉碎シ、骨ヲ冰雪
ニ埋メテ、永ヘニ邦家ノ鎭護トナラレマシ
タ山崎部隊ノ壯烈ハ、共ニ鬼神ヲ哭カシム
ルノデアリマス(拍手)國民ハ老若悉々皆ヲ
決シテ敵愾ノ義憤ニ蹶起シ、一億一丸、頑
敵ヲ撃摧セズンバ已マザルノ決意ヲ新タニ
シタノデアリマス(拍手)而モ米英ハ尙モ資
源ノ富貴ヲ特ミテ反抗ノ策ヲ講ジ、軍事ニ
外交ニ奇贏ヲ博セント試ミテ居ルノデアリ
マス、其ノ奸譖僥倣憎ムベク、長蛇狼狽之ヲ
寸斷シテ餘類ナカラシムルニアラザレバ、
東亞ノ安寧、萬邦ノ協和、何日ノ日ニカ之
ヲ望ムベク、英魂亦何ニ由ツテカ瞑スルヲ
得ベキカト存ズルノデアリマス(拍手)
蓋シ用兵ノ事タルヤ、良師智謀、自ラ其

○議長(岡田忠彦) 御諮詢致シマス、前田米藏君外八十名提出決議案、陸海軍ニ對スル感謝茲ニ戰死者ニ對スル敬弔ノ件、關スル件ヲ此ノ際議題トナスニ御異議アリマセヌ
「異議ナシ」ト呼ブ者アリ

○議長(岡田忠彦) 御異議ナシト認メマス、仍テ右決議案ヲ議題ト致シマス、提出者ノ趣旨聲明ヲ許シマス——提出者内田信也君

決議案(陸海軍ニ對スル感謝茲ニ戰死者ニ對スル敬弔ノ件)前田米藏君外八十名提出

決議案

十名提出

米英撃滅ノ聖戰起リテヨリ茲ニ一年有半
忠誠勇武ナル帝國陸海軍ハ前古未會有ノ
大戰果ヲ收メ東亞ノ天地ヲ制壓シテ
皇威ヲ四海ニ光耀ス今ヤ戰局推展シ敵ノ反
攻熾烈ナルニ方リ我カ陸海軍ハ陸ニ海ニ
空ニ勇戰奮鬪毎ニ敵ヲ擊摧シ帷幄ノ神籌
國士ノ鐵陣ト相待シテ相應シテ儼然必勝ノ
熊勢ヲ確立ス是レ固ヨリ 御稜威ノ下皇
軍將兵至誠盡忠ノ武勳ニ依ルモノニシテ全
國民齊シク感謝感激措ク能ハサル所ナリ
皇國ノ隆替繫ツテ此ノ連續決戰ニ在ルヲ
念ヒ國ヲ擧ケテ奮然興起敢鬪ノ熱火ニ燃
エ相結束シテ戰力ノ増強ニ邁進シテ

擣ニ殲レタル如キ、悲壯ノ極ミデアリ、又
孤軍北海ノ紹城ニ於テ、萬千日ニ増スノ敵
ニ抗シテ毫モ屈セズ、屢々敵膽ヲ寒カラシメ、
遂ニ全軍敵陣ニ突撃シテ玉碎シ、骨ヲ冰雪
ニ埋メテ、永ヘニ邦家ノ庇護トナラレマシ
タ山崎部隊ノ壯烈ハ、共ニ鬼神ヲ哭カシム
ルノデアリマス(拍手)國民へ老若悉ケ皆ヲ
決シテ敵愾ノ義憤ニ蹶起シ、一億一丸、頑
敵ヲ擊挫セズンバ已マザルノ決意ヲ新タ
シタノデアリマス(拍手)而モ米英ハ尙ホ資
源ノ豊富ヲ恃ミテ反抗ノ策ヲ講ジ、軍事ニ
外交ニ奇贏ヲ博セント試ミテ居ルノデアリ
マス、其ノ奸誦偶徹憎ムベク、長蛇狹狼之ヲ
寸斷シテ餘類ナカラシムルニアラザレバ、

官報號外

昭和八年六月十六日

衆議院議事録速記録第一號

沙謹案(陳治軍二對)

ル感謝並ニ難死者ニ對スル敬仰ノ件

—

○議長（岡田忠彦君）　採決致シマス、本案ニ賛成ノ諸君ノ起立ヲ求メマス
（拍手起立）
○議長（岡田忠彦君）　起立總員、仍テ本案ハ全會一致可決致シマシタ
（拍手起立）
○議長（岡田忠彦君）　此ノ際戰死者ノ英靈ニ對シ默禱ヲ捧ゲタクト思ヒマス、諸君ノ御起立ヲ望ミマス
（總員起立）
○議長（岡田忠彦君）　御着席ヲ願ヒマス——陸軍大臣及ビ海軍大臣ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——陸軍大臣東條英機君
（國務大臣東條英機君登壇）
○議長（岡田忠彦君）　國民ハ以テ意ヲ強ク致シテ居マスガ、其ノ神策鬼籌、勇戰奮闘モ内ニ産業ノ振興ヲ伴ハザレバ、戰果畢竟ノ如ク舉ラザルコトハ論ヲ俟タザル所アリマシテ、戰力ノ増強コソ必勝ノ要諦アリマス、一億國民ハ一面戰時生活ノ苦ヲ甘受致スト共ニ、總力ヲ擧ゲテ夙夜奮勵商業ノ擴充ニ努力シ、將兵ヲシテ苟クモ後顧ノ憂ナク、善戰セシムルコトコソ皇軍ニ對スル眞ノ感謝ノ道デアルト信ズルノデアリマス（拍手）我ガ肇國以來三千年養ヒ來レル國民性コソハ、即チ凝ツテ大和魂トナリ、一旦緩急アラバ其ノ官務ニ服スルト、民業ニ携ハルトヲ問ハズ、烈々火ノ如ク、盡忠報國ノ赤誠ニ奮起致スコトハ祖宗ノ遺風、傳統ノ精神デアリマス（拍手）吾々國民ハ今ヤ國家興亡ノ嚴頭ニ立チ、仰イデ皇祖皇帝ノ神靈ヲ拜シ、伏シテ護國ノ英靈ニ頼ヅキ、遠ク外征將兵ノ勞苦ヲ思フ時、一億的鬪、擊チテシ止マムノ意氣ハ心頭ニ燃エ、天業ノ完遂ニ邁進スルノデアリマス（拍手）
茲ニ臨時議會ノ開會ニ當リ、院議ヲ以テ陸海軍ニ對スル感謝ノ至誠ヲ披瀬シテ、國民ノ決意ヲ明カニシ、幾多崇高ナル戰歿將兵ノ英靈ニ對シ、深ク敬仰ノ忱ヲ表スル次第デアリマス、何卒滿場ノ御賛成ヲ希望致シマス

國務大臣(東條英機君)　只今ハ全會一致ヲ以チマシテ、戰歿セル英靈ニ對スル散弔ト、全將兵ニ對スル感謝ノ爲ニ洵ニ御懇篤ナル御決議ヲ賜ハリマシタ、コトハ、陸軍全軍ニ傳達致スコト致シタイト存ジマス。陸軍將兵ハ、御稟威ノ下、全戰線ニ瓦リ士氣益々旺盛、後顧ノ憂ナク一意任務ニ邁進致シ、着々戰果ヲ收メツツアリマスルコトハ、是レ官民各位ノ熱烈ナル御協力、又御後援ニ俟ツモノ洵ニ多イノデアリマシテ、此ノ點深ク感銘シテ居ル次第アリマス。今ヤ戰局ハ愈々深刻トナリ、戰鬪ハ益々奇烈トナラントシ、軍ノ責務更ニ重大ヲ加ヘマスル此ノ際、只今ノ御決議ヲ戴キマシテ、全將兵ハ感奮興起、誓ツテ聖慮ヲ安んジ奉リ、全國民ノ熱烈ナル御後援ニ應フルノ決意ヲ固クスル次第アリマス、茲ニ陸軍ヲ代表致シマシテ、衷心ヨリ感謝ノ意ヲ表スルモノデアリマス、終リ(拍手)○議長(岡田忠彦君)　海軍大臣鷗田繁太郎君

○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ヲ議題トナシ、其ノ審議ヲ進メラレントヲ望ミマス
○森下國雄君 議案上程ニ關スル緊急動議ヲ提出致シマス、即チ此ノ際政府提出、道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ヲ議題トナシ、其ノ審議ヲ進メラレントヲ望ミマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセスカ
〔異議ナシト呼ブ者アリ〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト認メマス、道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——安藤内務大臣
道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案(政府提出)
道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案
昭和十九年八月三十日迄ニ任期満了すべき市町村會議員(全部事務ノ爲ニ設クル町村組合ノ組合會議員ヲ含ム)ノ任期ハ三十一日迄之ヲ延長ス
昭和十九年九月十九日迄ニ任期満了すべき市町村會議員(全部事務ノ爲ニ設クル町村組合ノ組合會議員ヲ含ム)ノ任期ハ昭和十九年九月二十日迄之ヲ延長ス
附 則
本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス
本法ハ本法施行前議員ノ總選舉ノ告示アリタル場合ニハ之ヲ適用セズ
(國務大臣安藤紀三郎君登壇)
○國務大臣(安藤紀三郎君) 只今上程ニ成リマシタル道府縣會議員等ノ任期延長ニ關スル法律案ニ付キマシテ、其ノ提案ノ理由並ニ法案ノ内容ヲ御説明申上ダタイトド存ジマス

シテ官民ノ全努力ハ舉ゲテ之ヲ戰力増強ノ
一點ニ集中致スベキハ改メテ申スマデモナ
キ所デアリマシテ、全國民ハ此ノ秋コソ寸
刻ヲ惜ミマシテ、戰力ノ増強ニ一路邁進致
スペキデアルト堅ク信ズルノデアリマス、
此ノ趣旨ニ於キマシテ、政府ハ此ノ際決戰
ニ直接關係ナキ公私ノ行事ハ之ヲ取止メル
方針ヲ決定致シタノデアリマスガ、本年秋
ハ恰モ全國多數ノ府縣ニ至リマシテ、府縣
會議員ノ總選舉ガ執行セラルコトニ相成
ツテ居ルノデアリマス、勿論是等總選舉ノ
執行ハ地方行政上頗ル重要ナル事柄デアリマ
シテ、時局下ト雖モ政府ハ決シテ之ヲ輕
視スベキモノトハ考へマセヌガ、一面現下
最モ喫緊ナル戰力増強ノ要請ト脱ミ合ハセ
マシテ、慎重考究ノ結果、此ノ際總選舉ヲ擇
ヒマスルコトハ、適當ナイトノ結論ニ到
達致シタノデアリマス、仍テ政府ハ此ノ場
總選舉ニ付キマシテモ同様延期ノ措置ヲ講
ゼントスルモノデアリマス

ニ依リ補償金又ハ土地 製物 船舶
設備若ハ權利ノ買收代金ノ債務ニ付其
ノ全部又ハ一部ノ支拂ニ代ヘ之ヲ債主
ヨリノ政府特殊借入金ト爲シ又ハ債主
ニ對シ當該買收代金ノ全部若ハ一部ヲ
第六條若ハ第七條ノ規定ニ準ジ債主ノ
特殊預金若ハ債主ヲ信託者及受益者ト
スル特殊金錢信託ト爲スベキコトヲ命
ズルコトヲ得

第四條 左ノ各號ノ場合ニ於ケル金錢債
務ノ決済ハ勅令ノ定ムル所ニ依リ第五
條ニ規定スル決済方法ニシテ債權者又
ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ選擇
シタルモノニ依リ之ヲ爲スコトヲ要ス
一 事業ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタ
ルトキ

二 事業ニ屬スル設備又ハ權利ノ全部
又ハ一部ノ讓渡又ハ收用アリタルト
キ

三 株式又ハ出資ノ持分ノ讓渡アリタ
ルトキ

四 其ノ他勅令ヲ以テ定ムルトキ

前項ノ規定ニ國民更生金庫ガ國民更生
金庫法第十七條ノ規定ニ依リ資金ノ融
通ヲ爲ス場合ニ之ヲ準用ス此ノ場合ニ
於テハ國民更生金庫ヲ債務者、資金ノ
融通ヲ受クル者ヲ債權者ト看做ス

第五條 前條ノ金錢債務ノ決済方法ハ左
ノ五種トス

一 特殊預金ト爲スコト

二 特殊金錢信託ト爲スコト

三 債務者特殊借入金ト爲スコト

四 判時金融金庫特殊借入金ト爲スコ

五 政府特殊借入金ト爲スコト

第六條 特殊預金ノ方法ニ依ル決済ハ債
務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂
フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ノ指
定スル金融機關ヘノ債權者ノ預金ト爲
スコトニ依リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ當該金融機關ハ命令

ノ定ムル所ニ依リ特殊預金ノ取扱ヲ爲スコトヲ要ス第一項ノ場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ當該金融機關ニ對シ債務者ニ融通ヲ爲スペキコトヲ命ズルコトヲ得

第七條 特殊金錢信託ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ノ指定スル金融機關ヘノ債權者ヲ信託者及受益者トスル金錢信託ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

第八條 債務者特殊借入金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ債權者ヨリノ債務者ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

第九條 戰時金融金庫特殊借入金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ戰時金融金庫ニ納付シ債權者ヨリノ戦時金融金庫ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

第六條 第三項ノ規定ハ前項ノ場合ニ之ヲ準用ス

第十條 政府特殊借入金ノ方法ニ依ル決済ハ債務者ガ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ支拂フベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ政府ニ納付シ債權者ヨリノ政府ノ借入金ト爲スコトニ依リテ之ヲ爲ス

前項ノ場合ニ於テ政府必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ債務者ノ納付スベキ金額ノ全部又ハ一部ヲ納付セシメズシテ之ヲ債務者ニ對スル政府特殊債權ト爲スコトヲ得

第十一條 政府特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借入金、戰時金融金庫特殊借入金、政府特殊債權及第六條第三項（第七條第二項及第九

二件 第二章會
條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)
ノ規定ニ依リ融通スル資金ノ利率、期
限其ノ他ノ條件ハ大藏大臣之ヲ定ム
第十二條 特殊預金又ハ特殊金錢信託ノ
期限前ノ拂戻又ハ解除及債務者特殊借
入金又ハ戰時金融金庫特殊借入金ノ期
限前ノ償還ニ付テハ命令ノ定ムル所ニ
依リ政府ノ許可ヲ受ケルコトヲ要ス
政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府特殊
借入金ノ全部又ハ一部ニ付期限前ノ償
還ヲ爲スコトヲ得
第十三條 政府ハ特殊預金又ハ特殊金錢
信託ノ取扱ヲ爲ス金融機關ニ對シ補助
金ヲ交付シ又ハ第六條第三項(第七條
第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム)ノ
規定ニ依リ資金ノ融通ヲ爲シタルニ因
リ蒙リタル損失ヲ補償スルノ契約ヲ爲
スコトヲ得
前項ノ損失ヲ決定スル基準ハ大藏大臣
之ヲ定ム
第一項ノ補助金及補償金ノ額ニ付テハ
豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求ムベシ
政府ハ債務者特殊借入金又ハ戰時金融
金庫特殊借入金ノ元利支拂ヲ保證スル
ノ契約ヲ爲スコトヲ得
第十條第一項ノ政府特殊借入金及前項
ノ規定ニ依リ保證スベキ元本ノ額ニ付
テハ之ヲ通ジ豫メ帝國議會ノ協賛ヲ求
ムベシ
第十四條 政府特殊借入金、特殊預金、特
殊金錢信託、債務者特殊借入金及戰時
金融金庫特殊借入金ノ債權ハ之ヲ讓渡
シ又ハ擔保ニ供スルコトヲ得ズ但シ左
ノ各號ノ場合ニ於テ命令ノ定ムル所ニ
依リ政府ノ認可ヲ受ケタルトキハ此ノ
限ニ在ラズ
一 政府ノ指定スル金融機關ニ讓渡セ
ントストキ
二 政府ノ指定スル金融機關ニ擔保ニ
供シテ貸付ヲ受ケントストキ
三 其ノ他命令ヲ以テ定ムルトキ

前項各號ノ場合ニ於テ前項ノ認可アリタルトキハ當該金融機關ハ他ノ法ル所ニ依リ前項ノ債權ヲ讓受ケ又ハ之ヲ擔保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ要ス此ノ場合ニ於テハ當該金融機關ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ前項ノ債權ヲ讓受又ハ之ヲ擔保トスル貸付ノ業務ヲ行フコトヲ得
前項ノ規定ハ元利支拂ニ付政府ノ保證ナキ債務者特殊借入金ノ債權ニ關シテハ之ヲ適用セズ
第一項ノ規定ハ第一項ノ債權ニ對シ強制執行又ハ國稅徵收法ノ規定若ハ國稅徵收ノ例ニ依ル滯納處分ヲ爲スコトヲ妨ゲズ
第十五條 政府特殊借入金及政府特殊債權ニ關スル事務ハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ日本銀行ヲシテ取扱ハシムルコトヲ得
前項ノ事務ノ取扱ニ要スル經費ハ日本銀行ノ負擔トス
政府ハ日本銀行ニ命ジ政府特殊借入金ノ元利支拂ヲ爲サシムル爲之ガ資金ヲ日本銀行ニ交付スルコトヲ得
第十六條 本法ニ規定スルモノノ外政府債務者特殊借入金、特殊預金、特殊金錢信託、債務者特殊借入金（戰時金融金庫特殊借入金、政府特殊債權及第六條第三項（第七條第一項及第九條第二項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム））ノ規定ニ依リテ爲ス資金ノ融通ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム
第十七條 命令ヲ以テ定ムル會社ノ營業ノ全部ノ譲渡又ハ解散ニ關スル株主總會若ハ社員總會ノ決議又ハ總社員ノ同意ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ命令ヲ以テ定ムル會社ハ他ノ法令ノ規定ニ拘ラズ存立時期ノ満了其ノ他定款ニ定メタル解散事由ノ發生ニ依リテハ解散セズ

第十八条 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ヲ以テ定ムル會社ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ目的若ハ存立時期其ノ他解散事由ニ關シ定款ノ變更ヲ命ジ又ハ會社ヲ繼續スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第十九條 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ設備、權利其ノ他ノ資産ノ出資又ハ譲渡等ニ因リ資産ノ大部分ガ有價證券又ハ債権ヲ爲リタル會社ニ對シ信託會社又ハ信託業務ヲ營ム銀行（以下信託業者ト總稱ス）ニ其ノ資產ヲ信託シ又ハ其ノ資產ノ管理ヲ委託スベキコトヲ命ズルコトヲ得

第二十一条 政府ハ第一條ノ目的達成ノ爲必要アリト認ムルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ會社ノ資本ノ増加ニ關シ必要ナル命令ヲ爲シ又ハ其ノ減少ヲ制限スルコトヲ得

以テ特別ノ定ヲ爲スコトヲ得

附 則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臨時租税措置法中左ノ通改正ス

第一條ノ四ニ左ノ一號ヲ加フ

六 法人ノ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於

ケル資産ノ評價換ニ因ル益金

第一條ノ十八中「命令ヲ以テ定ムル者ニ」

ヲ削リ「有價證券」ノ下ニ「其ノ他命令ヲ

以テ定ムルモノ」ヲ加フ

第一條ノ二十八中「命令ヲ以テ定ムル者ニ」

ニ「ヲ削ル

第一條ノ二十九 企業整備資金措置法ニ

規定スル政府特殊借入金ノ利子ニ付テ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ

輕減シ又ハ所得税法ニ依ル所得若ハ法

人税法ニ依ル所得ノ計算ニ關シ特例ヲ

設タルコトヲ得

命令ヲ以テ定ムル金融機關前項ノ政

府特殊借入金ノ債權ヲ擔保トシテ貸付

ケタル貸付金ノ利子ニ付テハ法人税法

ニ依ル所得ノ計算ニ關シ命令ヲ以テ特

例ヲ設タルコトヲ得

第一條ノ三十 法令 法令ニ基ク命令又

ハ行政官廳ノ指導若ハ轉旋ニ依リ昭和

十八年一月一日以後ニ於テ其ノ事業ノ

全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止シタル法

人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ廢止又ハ休止

ルコトヲ得

昭和十八年法律第九號中改正法律案

昭和十八年法律第九號中改正法律案

第一條中「三十一億八千六百三十萬圓」ヲ

「三十四億九千九百五十萬圓」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民更生金庫法中改正法律案

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依ルノ外國民

更生金庫ノ資本金ヲ五千萬圓増加シ政

府之ヲ出資ス

第五條第二項及第三項ノ規定ハ前項ノ

規定ニ依ル政府ノ出資ニ之ヲ準用ス

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

臨時租税措置法中左ノ通改正ス

六 法人ノ命令ヲ以テ定ムル場合ニ於

ケル資産ノ評價換ニ因ル益金

第一條ノ十八中「命令ヲ以テ定ムル者ニ」

ヲ削リ「有價證券」ノ下ニ「其ノ他命令ヲ

以テ定ムルモノ」ヲ加フ

第一條ノ二十八中「命令ヲ以テ定ムル者ニ」

ニ「ヲ削ル

第一條ノ二十九 企業整備資金措置法ニ

規定スル政府特殊借入金ノ利子ニ付テ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ分類所得税ヲ

輕減シ又ハ所得税法ニ依ル所得若ハ法

人税法ニ依ル所得ノ計算ニ關シ特例ヲ

設タルコトヲ得

第一條ノ三十 法令 法令ニ基ク命令又

ハ行政官廳ノ指導若ハ轉旋ニ依リ昭和

十八年一月一日以後ニ於テ其ノ事業ノ

全部又ハ一部ヲ廢止又ハ休止シタル法

人ニシテ命令ヲ以テ定ムルモノニ付テ

ハ命令ノ定ムル所ニ依リ廢止又ハ休止

ルコトヲ得

昭和十八年法律第九號中改正法律案

昭和十八年法律第九號中改正法律案

第一條中「三十一億八千六百三十萬圓」ヲ

「三十四億九千九百五十萬圓」ニ改ム

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

國民更生金庫法中改正法律案

第五條ノ三 前條ノ規定ニ依ルノ外國民

クシテ、既存ノ設備等ヲ賣却讓渡致シ、多額ノ資金受入レノ行ハレマスルコトト相成ルノデアリマス、其ノ結果巨額ナル受入資

金ハ所謂浮動購買力化スルノ危険ガ多分ニ

存スルノデアリマス、而シテ生産行爲ヲ伴

フ場合ニ比較致シマシテ、其ノ代金タル資

金ハ之ヲ受入レタル側ニ於キマシテ、其ノ

致シマス、大東亞戰爭ガ決戦段階ニ入ルニ

對處致シマシテ、戰爭ノ完遂ヲ確ハ不拔ノ

モナタラシムル爲ニハ、皇國ノ綜合戦力ヲ

急速且ツ最高度ニ發揮増強スルノ要緊切ナ

ズルモノガアルノデアリマス、是ガ爲ニハ政

府ハ從來行ヒ來リマシタル企業ノ整備ヲ擴

充シ、此ノ際更ニ大規模ナル企業整備ヲ斷

行スルコトニ決シマシタ次第ニ付キマシテ

ハ、既ニ御承知ノ通リデアリマス、而シテ

大規模ノ企畫整備ヲ斷行スルコトニ相成リ

マスレバ、普通ノ決済方法ニ依リマスル時

ハ、之ニ伴ヒ莫大ナル資金ノ移動ヲ生ズル

ノデアリマス、巨額ナル資金ガ所謂浮動購

買力化シ、種々ノ弊害ヲ醸シ、戰時經濟ノ

運營上由々シキ不安ヲ惹起スル虞ガアルノ

デアリマス、瞬時生產ノ能率發揮ハ國內經

濟ニ秩序ガ維持セラレ、通貨物資等ノ狀態

及ビ之ニ關スル運營ガ健全ニ確保セラルル

者特殊借入金、戰時金融金庫特殊借入金、

特殊借入金等ノ此ノ五ツノ新タル方

法ヲ設ケマシテ、債權者、即チ設備ノ讓渡

人等ヲシテ其ノ欲スル所ニ從ヒ選擇スルノ

マス

先づ本案ニ於キマシテハ、斯カル資金ノ

決済ニ當リ特殊預金、特殊全錢信託、債務

者特殊借入金、戰時金融金庫特殊借入金、

餘地ヲ廣カラシムルヤウニ努メタノデア

リマス、特殊預金ノ方法ト申シマスルハ、

信託ノ方法ト申シマスノハ、債務者ガ支拂

ヲ要スル金額ヲ政府ノ指定スル金融機關へ

ノ債權者ヲ信託者及ビ受益者トスル全錢信

託トナスコトニ依リ決済ヲ致スモノノデアリ

マス、債務者轉殊信入金ノ方法トハ、債務

者ガ支拂ヲ要スル金額ヲ債權者ヨリノ債務

者ノ借入金トナスコトニ依リ決済ヲスルモ

ノ戰時金融金庫ノ借入金トナスコトニ依

リ決済スルモノデアリマス、又政府特殊

借款ノ方法ニ依ル決済ハ、債務者ガ支

拂ヲ要スル金額ヲ政府ニ納付シ、債權者

ノ戰時金融金庫ノ借入金トナスコトニ依

リ決済スルモノデアリマス、又政府特殊

テ、殘餘財産ノ分配ヲ致シマスル時ハ、財產ノ分解散逸ガ起リマシテ、浮動購買力發生ノ機會ガ多クナツテ參リマスルノデ、斯カル資產ノ分散ヲ防ギ、會社ヲシテ是等財產ヲ一括保有セシメテ置キマス爲メ、之ヲ各種特殊債權ノ保有會社トナシマシテ、存續繼續セシメ得ルニ必要ナル規定ヲ設クルヨトト致シテアリマス、併シナガラ斯カル事業經營ヲ行ハザル會社ニ付キマシテハ、該會社ニ命ジマシテ、信託會社等ニ對シ資產ノ信託、或ハ其ノ管理ノ委託ヲナン得ル材、勞力、經費等ノ節減ヲ圖ルノガ必要デアリマスルカラ、斯カル場合ニハ政府ハ當該會社ニ命ジマシテ、信託會社等ニ對シ資產ノ信託、或ハ其ノ管理ノ委託ヲナン得ル途ヲ開イテアルノデアリマス、又斯カル會社ノ經理ニ付キマシテモ、特段ノ措置ヲ執リ得ルコトト致シ、配當率ナドガ急激ナル變動ヲ生ズルコトハ不適當デアリマスルカラ、之ヲ防止スルノ措置ヲ講ゼントスルノデアリマス、尙ホ特ニ解散ヲ認メマスル場合ニ於キマシテモ、裁判所ガ清算會社ニ對シ、浮動購買力化防止ト云フ見地カラモ、此ノ外他ノ企業ヲ吸收セントスル會社ニ對シ、必要ニ應ジ政府ニ於テ増資命令ヲ發シ、或ハ整備企業ニ關係アル既存ノ債權債務ニ付キ、必要ニ應ジ政府ヨリ指示ヲナシ得ルノ途ヲ規定致シ、企業整備ノ迅速ナル推進ニ資スルコト致シテアリマス、企業ノ整備ハ設備營業等ノ存廢讓渡等ヲ國家的要請ニ依ツテ行フモノニアリマスカラ、是ガ實廢休止シタル事業ニ屬スル設備權利、其ノ施ニ當リマシテハ、其ノ際生ズル所ノ當事者ノ損失ヲ國家ノ負擔ニ於テ調整致シマスコトガ必要デアルノデアリマス、仍テ政府ハ金ヲ交付スルコトト致シ、以テ整備ノ促進ヲ圖ラントスルモノニアリマス、尙ホ企業

整備ニ關聯致シマシテ、當事者ガ租稅上過重ナル負擔ヲ蒙ラナケレバナラヌガ如キコトガアリマシテハ、負擔ノ適正ヲ期シ得難キノミナラズ、企業整備ノ圓滑ナル實施ヲ阻碍致スコトト相成リマスノデ、租稅ノ減免ニ付テ規定ヲ設ケ、政府特殊借入金ノ利子ニ付テハ分類所得稅ヲ輕減スルコトトシ、又事業ノ全部又ハ一部ヲ廢休止致シマスル法人ニ對シマシテハ、事情ニ依リ法人稅、營業稅等ヲ輕減スルコトト致シテ居ルノデアリマス

本法案ノ要旨ハ大體以上説明ヲ致シタ通リデアリマス、而シテ政府ト致シマシテハ本法案ノ實施運營ニ當リマシテハ、事柄ノ性質ニ顧ミ、常ニ當事者が同情スベキ立場ニアルコトデアリマスルカラ、當事者ニ不當ノ損失ヲ生ズルコトナカラシメ、利害損益ヲ適正ナラシムルコト、總テ手續ヲ出來得ル限り迅速簡易ナラシムルコト、所要ノ資金融化ヲ容易確實ナラシムルコト、其ノ他成ベク當事者ノ利便ヲ圖ルコトニ努ムル考ヘデアリマスルガ、何様特殊ナル構想ニ依ル新決済方法ニ依ルモノノデアリマスルカラ、當事者ニモ相當不便ヲ感ゼラル所モアランカト考ヘルノデアリマス、又金融機關等ニ於キマシテモ相當事務ノ繁忙ヲ生ズルコトアランカト考ヘルノデアリマス、併シナガラスカル方法ヲ採用致シマスルコトハ經濟秩序ノ維持、浮動購買力ノ發生防止ト云フ戰時經濟ノ絶對ノ要請ヨリ出ツルモノニアリマスカラ、關係方面ニ於カレマシテハ態ク其ノ根本ノ趣旨とビ具體的方法ノ内容ヲ諒解セラレマシテ、十分ノ御協力ヲ御願ヒ致シタク存ジテ居ルノデアリマス、今回ノ企業整備ニ依リマシテ積極的ニ戰爭生產力ノ増強ヲ圖リ、他面惡性「インフレーシヨン」防止ト云フ重要目的ヲ達成致シマシテ、兩者相俟ツテ國家綜合戰力ノ一大飛躍ヲ實現致シタクト存ズル次第アリマス

次ニ昭和十八年法律第九號中改正法律案ニ付キ説明ヲ致シマス、昭和十八年度一般會計歳出ノ財源ニ充ツル爲必要ナル公債ノ發行ニ關シマシテハ、曩ニ第八十一回帝國議會ノ協賛ヲ經マシテ、昭和十八年度一般第九號ノ公布ヲ見タノデアリマスルガ、今回提出致シマシタ昭和十八年度歳入歳出總豫算追加第一號ニ計上セル經費ノ財源ノ一部ト致シマシテ、更ニ三億千三百二十餘万圓ヲ限り公債ノ發行ヲ要シマスル爲目同法ニ規定スル公債ノ發行限度法定額ヲ三億三千三百二十萬圓ダケ増加スルノ必要ガアリマスルノデ、本法律案ヲ提出致シマシタ次第デアリマス

○議長(岡田忠彦君) 各案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ニ付キ御諮リ致シマス
○森下國雄君 三案ヲ一括シテ議長指名三十六名ノ委員ニ付託シ、直チニ委員ヲ指名セラレントコトヲ望ミマス
○議長(岡田忠彦君) 森下君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ
〔書記官朗讀〕
○議長(岡田忠彦君) 御異議ナシト呼ブ者アリ
ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ、委員ノ氏名ハ書記官ヲシテ報告致サセマス
企業整備資金措置法案外二件委員
池本甚四郎君
卯尾田毅太郎君
小山倉之助君
大倉三郎君
川島正次郎君
川俣清音君
片山一男君
黒澤西藏君
小山邦太郎君
阪本勝君
田中鶴
中井永
一夫君
惣左君
朋之君
野田護君
上田孝吉君
内池久五郎君
大口喜六君
川副隆君
勝正憲君
柏原幸一君
加藤鎌五郎君
九鬼紋七君
木暮武太夫君
利吉君
七郎君
澤田瀧澤
豊田澤田
中西敏吉君
武夫君

